

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

子ども青少年局（子ども青少年局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
子ども青少年局	総務課、企画経理課	
	子育て支援部	子育て支援課、子ども福祉課、児童福祉センター、西部児童相談所、西部地域療育センター
	保育部	保育企画室、保育運営課
	子ども未来企画部	子ども未来企画室、青少年家庭課、放課後事業推進室
区役所 （西区、中区、 中川区、緑区）	区政部	地域力推進室
	保健福祉センター福祉部	民生子ども課、福祉課、保険年金課
	支所	山田支所区民福祉課、富田支所区民福祉課、徳重支所区民福祉課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の子ども青少年局が所管する公の施設の指定管理者及び子ども青少年局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市千種児童館	社会福祉法人名古屋 市千種区社会福祉協 議会	令和 2年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日	青少年家庭課
名古屋市白金児童館	こころん・ふりあん コンソーシアム		
名古屋市名東児童館	名東区社会福祉協議 会・さくらコンソー シアム		
名古屋市天白児童館	たすけあい名古屋・ 名古屋市天白区社会 福祉協議会コンソー シアム		
名古屋市とだがわこ どもランド	社会福祉法人名古屋 市社会福祉協議会	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) 次世代育成支援に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- (2) 委託事業及び補助事業が効率的かつ効果的に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、子ども青少年局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 債権管理について（収入事務）

ア 臨時特別給付金返還金について

本市では、令和 2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた子育て世帯への支援事業として、「子育て世帯への臨時特別給付金」及び「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付事業を実施している。また、給付後に支給対象外であったことが判明した場合は、返還請求を行うことになっている。

返還請求に係る債権管理については、名古屋市債権管理条例等で定めおり、履行期限が経過しているにもかかわらず債務が履行されていない場合は、書面により督促することとされている。また、督促状を発付しても納付がされないときには、文書等により催告を行うこととされており、債務者との交渉の経過については、債権管理台帳に記載することとされている。

上記給付金の返還金に係る債権管理について調査したところ、すべての債権について、返納通知書の発送以降、督促状の発付及びその後の催告を全く実施していなかった。また、一部の債権管理台帳については、債務者との交渉の記録として、返納通知書の発送の記載もされていなかった。

子ども未来企画室においては、督促状の発付及びその後の催告を実施するとともに、債務者との交渉の記録を債権管理台帳に記載し、適正な債権管理を行われたい。

（子ども未来企画室）

イ 民間保育所保育料について

本市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、区民生子ども課において民間保育所を利用する子どもの保護者から保育料を徴収している。

民間保育所保育料の債権は、滞納者の資力喪失等、滞納処分を執行するのが不適当な場合等において、滞納処分の執行を停止することができるとされている。さらに、資力が回復しないなどその執行の停止が 3年間継続したときは、納付義務が消滅するとされ、名古屋市会計規則に基づき不納欠損処分を実施することとなっている。

また、債権管理・回収の手引きによると、滞納処分の執行停止後は、少な

くとも年 1回は生活及び収入の状況を課税資料の取得や本人からの状況聴取等により把握することとされている。

民間保育所保育料の債権管理について調査したところ、中区及び中川区民生子ども課において、滞納処分の執行停止後、生活及び収入の状況について、一度も調査が実施されていなかった。また、執行停止期間満了により消滅した債権について、不納欠損処分が実施されていなかった。さらに、中川区においては執行停止期間中に消滅時効が完成した債権についても、不納欠損処分が実施されていなかった。

中区及び中川区民生子ども課においては、滞納処分の執行停止後、生活及び収入の状況について、適正に調査を実施されたい。また、不納欠損処分は、決算の正確性に関わる重要な手続であるため、債権が消滅した会計年度中に実施されたい。
(中区民生子ども課、中川区民生子ども課)

ウ 児童手当返還金について

本市では、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき、支給要件に該当する者に対して児童手当を支給しており、手当支給後に所得額が変更されたこと等により、支給額が遡及して変更となった場合は、その過払い分について返還を求めている。

また、名古屋市債権管理条例等によると、債務者が無資力の状態にあるとき等、履行期限を延長する特約の要件に該当する場合は、債権金額を分割して履行期限を定めることができるとされている。

児童手当返還金の債権管理について調査したところ、緑区民生子ども課において、令和 3年10月に提出を受けた履行延期申請書を、履行延期の承認を行う子ども未来企画室へ送付した際に、分割納付の計画について再考指示があったが、1年以上対応がなされないまま未処理となっている事例が見受けられた。

また、債権関係書類について、同一債務者の書類がファイルの中で点在しており、担当者以外では書類の所在について把握し難い状況であった。

緑区民生子ども課においては、未処理となっている履行延期申請に係る事務について、速やかに債務者と分割納付の計画の見直しを含めた交渉を行わ

りたい。また、債権関係書類について、担当者の不在時などにおける組織内の情報共有を円滑に行うためにも、債務者ごとにファイリングを行うなど管理方法を改められたい。

(緑区民生子ども課)

(2) どんぐりひろば遊具補修工事について（契約事務）

どんぐりひろば管理運営要綱によると、どんぐりひろばは、幼児のために安全な遊び場を確保し、健全な育成を図ることを目的として設置され、日常的な管理については、地域の管理団体、又は管理責任者及び賛同者（以下「管理責任者等」という。）が行うこととされている。なお、市長は遊具の安全性確保のために、毎年定期点検を行い、その結果を管理責任者等に通知することとしており、管理責任者等に意向確認を行った上で補修等の必要がある遊具について工事を実施している。

また、地方自治法等によると、地方公共団体が締結する契約は原則として一般競争入札（以下「入札」という。）によることとされ、随意契約を締結することができるのは予定価格が少額であるなど、例外的な場合に限られており、本市においては、工事請負契約については 250万円以下であれば随意契約を締結することができることとされている。

どんぐりひろば遊具補修工事について調査したところ、同一事業者と別個に随意契約が締結されており、それぞれの履行期間及び見積依頼事業者も同一であった。子育て支援課に確認したところ、一つの工事契約とした場合、予定価格が 250万円を超えるため、入札すべき案件ではあるが、入札を実施する期間を考慮すると、予定していた工期内に工事を終えることは困難であると判断し、地方自治法施行令に規定される少額の随意契約となるよう契約を分割したとのことであった。

当契約に係る事務手続については、例年と同様のスケジュールで進められていたが、これまで入札となる事例がなかったことから、入札を実施する期間が考慮されていなかった。

子育て支援課においては、入札すべき契約については、適正に入札を行われたい。また、どんぐりひろば遊具補修工事について、入札が必要となる可能性を踏まえ、必要な期間を設けたスケジュールを組むなど、法令を遵守した契約

を締結できるよう改められたい。

(子育て支援課)

(3) 委託契約に係る履行の確認と仕様書の記載について（契約事務）

地方自治法によると、普通地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。

検査については、地方自治法施行令等において、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

また、仕様書については、契約事務の手引きにおいて、業務内容は数量等必要な条件をわかりやすく、かつ、明確に記載することとされている。

委託契約の事務手続について調査したところ、児童福祉センター中央児童相談所において、以下のような事例が見受けられた。

ア 契約書に定める事業実施報告書が未提出で、検査調書も作成されていなかったもの

名古屋市児童虐待相談等法律問題援助事業業務委託契約において、3か月分の委託業務の履行が完了したときに受託者が提出しなければならないとされている事業実施報告書の様式が定められておらず、契約締結後一度も提出されていなかった。また、名古屋市契約規則において、契約金額が100万円以上であるときに作成しなければならないとされている検査調書が作成されていなかった。

イ 仕様書に明確な業務内容が記載されておらず、請書に定める実績報告を受けていなかったもの

里親養育包括支援機関及び里親制度の普及啓発用品に係る作製業務委託の仕様書には、必要な条件の記載がなく、業務内容が明確に記載されていなかった。また、請書には、業務が完了したときは実績報告を行うとされているが、実績報告を受けていなかった。

児童福祉センター中央児童相談所においては、契約書等に基づく提出書類を受託者から求め、アについては検査調書を作成し、適正な履行の確認を行われたい。さらに、イについて、業務の履行は仕様書等に基づき行われるものであり、必要な条件をわかりやすく、かつ、明確に記載する必要があることから、

契約関係書類の適正な作成を徹底されたい。

(児童福祉センター)

(4) 名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業業務委託契約について（契約事務）

本市では、若者等の職業的自立を効果的に支援するため、就労に向けた活動の支援や社会体験機会の提供等を行う名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業を委託により実施している。

契約約款及び仕様書によると、本事業の委託料については、毎月の概算払いとされ、委託業務完了後、精算報告書に基づいて精算を行うこととし、残金が生じた場合は市が定めた期限までに市へ返還することとされている。

令和元年度から令和 3年度までの当該委託契約について調査したところ、受託者はすべて同一事業者であり、契約金額等は次表のとおりで、毎年 500万円程度の返納金が発生している状態であった。

表 過去 3年の契約実績

	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
契約金額	17,883,485円	17,883,921円	17,883,921円
精算金額	12,830,354円	13,146,535円	12,391,342円
返納金額	5,053,131円	4,737,386円	5,492,579円

また、令和 3年度の返納金の内訳を確認したところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあるとは考えられるが、決算額が予算額に対して大幅に減額となっている項目が複数見受けられた。

青少年家庭課に確認したところ、事業の参加者数の増減等によって経費に変動があることを踏まえ、契約金額を決定しているとのことであるが、返納金は不用額として計上されることになる。

青少年家庭課においては、契約金額を決定する際には、実績と大幅にかい離することのないよう過去の実績を考慮するなど十分な検討を行い、不用額の圧縮を図ることで、より適切な予算執行に努められたい。（青少年家庭課）

(5) 営業用乗用自動車乗車券の管理について（行政運営事務）

子ども青少年局では、営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）の利用について、子ども青少年局営業用乗用自動車の利用要項を定めており、タクシーを利用しようとする者は、利用予定日等を記載したタクシーチケット出納簿（以下「出納簿」という。）により、所属長の許可を得た上でタクシーチケットの交付を受け、利用しなかったときは速やかに所属長に返還しなければならないとされている。

タクシーチケットの取扱いについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 利用しなかったタクシーチケットが返還されないまま、所在不明となっていたもの（子ども福祉課、保育運営課）

イ タクシーチケットの交付の際に、利用予定日や用途、乗車区間が出納簿に全く記載されていなかったもの

（子ども福祉課、保育企画室、保育運営課、子ども未来企画室、青少年家庭課）

ウ タクシーチケットの交付の際に、出納簿による所属長の許可を受けていなかったもの（保育企画室、子ども未来企画室）

エ 交付を受けてから利用まで 2週間以上、タクシーチケットを職員が保有し続けていたもの（保育運営課）

タクシーチケットは、利用金額の上限がなく、タクシーチケットに基づき利用料の請求を受けることから、金券に準じた厳正な取扱いが必要であると考えられる。職員が長期間にわたって保有し続けることは、紛失につながり、不正利用されるリスクがあることから、タクシーチケットの管理としては不適切である。

子ども福祉課、保育企画室、保育運営課、子ども未来企画室及び青少年家庭課においては、タクシーチケットの適正な管理を徹底されたい。

事務を所管する総務課においては、タクシーチケットが所在不明となっていた所属が複数あったことから、出納簿による許可やタクシーチケットを利用しなかった場合の速やかな返還など利用手続について、各所属に対し指導された。（総務課）

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

（指定管理者に対する指摘について）

所管局においては、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（所管局に対する指摘について）

所管局においては、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、所管局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 名古屋市とだがわこどもランドの使用料の減免について（収入事務）

名古屋市とだがわこどもランド条例及び名古屋市とだがわこどもランド条例施行細則（以下「条例等」という。）によると、名古屋市とだがわこどもランド内の一部の施設について、児童の健全な育成以外の目的で専用して使用させるときは、指定管理者が、使用の許可を行っている。また、使用者が目的外使用の許可を受けた場合には、使用料を納付しなければならないとされているが、市長が特別な事由があると認めたときは、その使用料を減免することができる」とされている。

名古屋市とだがわこどもランドにおける施設の使用許可及び使用料の徴収状況について調査したところ、目的外使用を許可する場合に、条例等の規定に加え、指定管理者の内規により、公共団体や地域団体、障害者施設等が使用する際にも、使用料の全額を減免する取扱いを行っていた。青少年家庭課に確認したところ、この取扱いを承知しているとのことであるが、そのことを証する書面は確認できず、明文化された規程等はなかった。この場合、指定管理者が変更となった場合に、減免に関する取扱いが引き継がれないおそれがある。

(子ども青少年局関係分)

青少年家庭課においては、使用料の減免に関して規程等を整理し、その旨を指定管理者へ通知されたい。

(青少年家庭課)

(2) 名古屋市児童館におけるボランティア派遣について（支出事務）

本市では、市内の児童館や子ども会等の主催する事業において、ボランティアの派遣を依頼する場合は、派遣費用として 1人 1日につき、900円をボランティアへ支給している。名古屋市児童館におけるボランティア派遣実施要綱によると、児童館事業のためにボランティアの派遣を依頼するときは、児童館長が、ボランティアサークル代表者あてにボランティア派遣依頼書を送付し、また、派遣が終了したときは、その代表者が、派遣の属する月の末日までに、ボランティア派遣実施報告書を児童館長に提出するものとされている。

なお、ボランティア派遣費用に係る指定管理料は、概算払いとされ、毎年度末に事業報告及び精算を行い、不用額が生じた場合は本市に返納するものである。

ボランティア派遣について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 児童館事業へのボランティア派遣を依頼するときに、ボランティア派遣依頼書を作成していなかったもの

(社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会【名古屋市千種児童館】)

イ 児童館事業へのボランティア派遣について、ボランティア派遣実施報告書の提出を受けていなかったもの

(名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム【名古屋市名東児童館】)

ウ 派遣費用を過払いしていたもの

(名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム【名古屋市名東児童館】、
たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム【名古屋市天白児童館】)

(指定管理者分)

ボランティア派遣依頼書及び実施報告書は、派遣費用を支給する上で、支出の証拠書類として大変重要な資料である。

社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会においては、ボランティア派遣依頼書の作成を、また、名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアムにおいては、ボランティア派遣実施報告書の収受を徹底されたい。

名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム及びたすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアムにおいては、過払いとなっている派遣費用について、ボランティアに返還を求め、概算払いで精算を行った指定管理料について本市に返納されたい。

(3) 貸付備品の管理について（財産管理事務）

ア 貸付備品の使用状況の検査について

名古屋市会計規則等によると、物品管理者は、使用中の備品（閲覧用の図書を除く。）については、財務会計総合システム上の備品台帳に登録し常に使用状況を明らかにすることとされている。

本市は施設の管理業務の遂行に必要な備品を指定管理者に無償で貸し付けており、貸付備品の管理に関する事務取扱要項（以下「貸付備品要項」という。）によると、指定管理者は、貸付備品の使用状況について毎年 1 回検査を行い、その結果を本市に報告することとされている。また、指定管理者が不用備品を廃棄するときは、写真その他の証拠を添えた証明書を提出させること等により、廃棄したことを確認することとされている。

貸付備品の管理状況について調査したところ、すべての監査対象施設において、使用状況についての毎年 1 回の検査が徹底されておらず、一部の監査対象施設において、備品小票の未貼付や備品台帳への登録誤りなど備品の管理が不適切な事例が散見された。

また、名古屋市名東児童館においては、令和 3 年度に廃棄した不用備品について、青少年家庭課に証明書の提出等を行っていなかった。

（指定管理者分）

各指定管理者においては、不適切な事例については是正するとともに、貸付備品要項に定める貸付備品の使用状況についての毎年 1 回の検査を徹底されたい。また、名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアムにおいては、不用備品を廃棄する際は、青少年家庭課に証明書を提出するなど適正な手続を

行われたい。

(社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会【名古屋市千種児童館】、
こころん・ふりあんコンソーシアム【名古屋市白金児童館】、名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム【名古屋市名東児童館】、たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム【名古屋市天白児童館】、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会【名古屋市とだがわこどもランド】)

(子ども青少年局関係分)

青少年家庭課においては、不適切な事例については是正するとともに、貸付備品の使用状況についての毎年 1 回の検査及びその結果報告に関して、指定管理者への指導を徹底されたい。また、指定管理者が廃棄を行った不用備品については、証明書の提出を求めるなど、廃棄したことの確認を確実に行われたい。

(青少年家庭課)

イ 指定管理者が購入した備品の帰属について

指定管理者制度の運用に関する指針によると、市と指定管理者が締結する基本協定書には、指定管理者が購入した備品の帰属、備品の撤去・撤収のための費用分担その他備品に関してあらかじめ定めておく必要がある事項の取扱いを明記することとされている。

各児童館の管理業務に関する基本協定書及び仕様書並びに名古屋市とだがわこどもランドの管理業務に関する基本協定書及び仕様書には、指定管理者が購入した備品の帰属について、現にある備品に代えて購入する場合は、現にある備品を廃棄すると同時に購入した備品を本市に寄附するものとし、それ以外の場合は、指定期間終了時に指定管理者が引き取るか、本市に寄附するかを協議すると定められている。

指定管理者が購入した備品の帰属の認識について調査したところ、一部の指定管理者において、「現にある備品に代えて購入する場合」以外の場合について、購入の時点で本市に帰属するものと認識していた。また、青少年家庭課においては、協定書及び仕様書どおりの認識でいたが、指定管理者が指定期間中に購入した備品について把握を行っていないことから、指定期間終

了時に備品の帰属について協議することが困難な状態となっていた。

（子ども青少年局関係分）

青少年家庭課においては、指定管理者と備品の帰属に関する認識を再確認し、実情に応じて規程を見直すなど、備品の適切な管理を徹底されたい。

（青少年家庭課）

（4）事業報告書の作成について（その他事務）

各児童館の管理業務に関する基本協定書及び仕様書並びに名古屋市とだがわこどもランドの管理業務に関する基本協定書及び仕様書（以下「協定書等」という。）によると、指定管理者は、毎年度の終了後に、業務の実施状況や経費の収支状況等を記載した事業報告書及び収支報告書を本市に提出することとされている。

事業報告書等について調査したところ、収支報告書の金額を誤って計上している事例が複数の監査対象施設で見受けられた。

特に、名古屋市千種児童館においては、指定管理者が本市から受託している別事業の収入や経費を計上しているものなど、収入及び支出の執行額について多数の誤りが判明し、その結果、収支状況について、約 450万円の赤字と報告していたが、正しくは約 200万円の黒字であった。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、今後の指定管理者を選定する際の指定管理料を算出するための根拠資料としても不可欠であることから、正確に作成される必要がある。

（指定管理者分）

社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会及び社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会においては、令和 3年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定書等に従い適正に作成されたい。特に、社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会においては、事業報告書の重要性を認識し、組織におけるチェック体制の強化を図られたい。

（社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会【名古屋市千種児童館】、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会【名古屋市とだがわこどもランド】）

（子ども青少年局関係分）

青少年家庭課においては、事業報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。（青少年家庭課）

（5）施設の安全管理について（その他事務）

ア ボランティア室の管理について

市内の児童館においては、児童館事業や子ども会等の地域活動に協力する子ども会ボランティアのために、敷地内に専用のボランティア室を確保し、子ども会ボランティアが自由に出入りできる取扱いとされている。また、児童館は、ボランティア室の適切な使用につき必要な指導を行うこととされている。

ボランティア室について調査したところ、名古屋市天白児童館においては、ボランティア活動などで使用する物品等が乱雑に置かれており、防火上及び衛生上、不適切な状況であった。

（指定管理者分）

たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアムにおいては、ボランティア室の適切な使用について、他の児童館設備と同様に、安全・衛生管理の観点から、子ども会ボランティアとの連携を密にし、必要な指導を行われたい。

（たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム【名古屋市天白児童館】）

なお、青少年家庭課においては、指定管理者が、子ども会ボランティアに対して、必要な指導を行い、適切な管理状況となったことを確認しており、必要な措置が講じられた。

イ 施設避難口の管理について

火災予防条例によると、児童館の避難口その他避難のために使用する戸は、非常時に自動的に解錠できる機能を有する場合等を除き、開館時間内は施錠しないこととされている。

施設避難口について調査したところ、名古屋市天白児童館においては、非

常階段の戸が外側から南京錠で施錠されており、非常時に自動解錠される機能等も設けられていなかった。また、この状況について青少年家庭課は把握していなかった。

（指定管理者分）

たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアムにおいては、非常時には利用者などを安全、迅速に屋外へ避難させるために、その経路を確保することが極めて重要な役割を果たすことから、青少年家庭課と協議の上、開館時間内は避難口を解錠する等、適切な状態になるよう速やかに対応されたい。

（たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム【名古屋市天白児童館】）

（子ども青少年局関係分）

青少年家庭課においては、名古屋市天白児童館を含め他の児童館の避難経路の状況を把握し、必要に応じ適切に指導されたい。 （青少年家庭課）

第6 意見

社会的養育の推進について

令和 3年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全国では過去最多を更新しており、本市においては過去最多であった令和元年度の 3,892件から微減しているものの、3,735件と10年前の平成23年度と比較すると 3倍超の件数に増加している。こうした状況を踏まえ、虐待を受けた児童への支援を始めとした児童虐待防止対策の一層の強化を図ることはもとより、すべての児童が心身ともに健やかに成長し、その自立が図られるよう、児童や家庭への支援を行う社会的養育の充実を図ることが求められている。

国においては、平成28年に児童福祉法の改正が行われ、児童虐待について発生日予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、家庭と同様の環境における養育の推進や国・地方公共団体のそれぞれの役割・責務など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童相談所の体制の強化や里親委託の推進等の措置を講ずることとされた。また、平成29年には、児童福祉法の理念を具体化するため「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

本市ではこうした状況を踏まえ、令和 2年 3月に「名古屋市社会的養育推進計画」を策定し、里親等への委託の推進や自立支援の充実に向けた取組を推進している。具体的には、児童相談所の体制強化を図るとともに、里親の募集や研修、児童とのマッチング、委託中の訪問支援など包括的な里親への支援業務を民間団体に委託する「里親養育包括支援機関モデル事業」を実施し、本格実施に向けた検討を進めている。また、施設入所期間中から退所後のアフターケアを支援する自立支援担当職員の配置や、児童養護施設等を退所して就労する児童等に対して住居を提供し、社会的自立を支援する本市独自の「社会的養育ステップハウス事業」にも取り組んでいるところである。

社会的養育の取組については、令和 4年に児童福祉法が改正され、令和 6年 4月 1日から、里親養育に対する包括的な支援を行う里親支援センターが新たに児童福祉施設として位置づけられることや、児童養護施設等を退所して就職する児童等を対象とする児童自立生活援助事業について、最長22歳までとされている対

象者の年齢要件等を弾力化することなどが予定されている。こうした状況に対応するため、本市では、児童養護施設などとの連携をさらに深めていくことが不可欠である。

その際には、児童相談所等の職員の超過勤務の状況に留意し、業務量に応じた人員配置や、他都市における先進的な取組を参考に業務の効率化を図ることなどが必要であると考えられる。

子ども青少年局においては、こうした点に十分留意しつつ、児童養護施設などと共に必要な事業を着実に進め、社会的養育を必要とする児童に寄り添った支援の充実に引き続き取り組まれない。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市千種児童館（所在地：千種区振甫町 3丁目34番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会
- ・ 所 在 地：千種区西崎町 2丁目 4番地の 1

(2) 主な指定管理業務

- ① 児童館を一般の利用に供すること
- ② 児童館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
総利用者数	51,050人	33,028人	42,376人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は一
部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	38,724	管理運営費	43,590
その他	6,823	（人件費含む）	
収入合計	45,548	支出合計	43,590

2 名古屋市白金児童館（所在地：昭和区白金一丁目20番24号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：こころん・ふりあんコンソーシアム
- ・代 表 者 名 称：社会福祉法人名古屋市昭和区社会福祉協議会
- ・代表者所在地：昭和区御器所三丁目18番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 児童館を一般の利用に供すること
- ② 児童館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
総利用者数	39,387人	16,224人	21,456人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間是一部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	37,759	管理運営費	42,109
その他	5,891	（人件費含む）	
収入合計	43,651	支出合計	42,109

3 名古屋市名東児童館（所在地：名東区亀の井二丁目 201番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム
- ・代表者名称：社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会
- ・代表者所在地：名東区上社一丁目 802番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 児童館を一般の利用に供すること
- ② 児童館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
総利用者数	50,037	26,795人	32,329人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間是一部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	37,165	管理運営費	42,307
その他	7,382	（人件費含む）	
収入合計	44,548	支出合計	42,307

4 名古屋市天白児童館（所在地：天白区池場五丁目1801番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム
- ・代 表 者 名 称：社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会
- ・代表者所在地：天白区原一丁目 301番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 児童館を一般の利用に供すること
- ② 児童館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
総利用者数	28,988人	6,363人	9,849人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間是一部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	34,042	管理運営費	35,862
その他	5,029	（人件費含む）	
収入合計	39,071	支出合計	35,862

5 名古屋市とだがわこどもランド（所在地：港区春田野一丁目3616番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
- ・ 所 在 地：北区清水四丁目17番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ①名古屋市とだがわこどもランドの施設の供用等の事業の実施に関する事
- ②名古屋市とだがわこどもランドの施設の使用の許可に関する事
- ③名古屋市とだがわこどもランドの施設の使用料の徴収に関する事
- ④名古屋市とだがわこどもランドの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
入場者数	542, 090人	395, 670人	432, 470人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は一
部事業を除き臨時休業とした。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	138, 431	管理運営費	144, 853
その他	6, 422	（人件費含む）	
収入合計	144, 853	支出合計	144, 853